

請願第33号

請 願 書

平成28年9月5日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市虎丸町10-17
澤屋虎丸ビル103
特定非営利活動法人 市民メディア・イコール
理 事 長 山 口 久美子

紹介議員 蛇 石 郁 子
八重樫 小代子

政治分野への男女共同参画推進法の制定を求める請願

〔請願趣旨〕

今年には女性参政権行使から70年の節目の年を迎えました。しかし、わが国の女性議員の割合は、衆議院で9.5%（2016年）、参議院では20.7%です。

参議院の20.7%は世界平均の22.0%に近づきつつあるとはいえ、衆議院の9.5%は、下院あるいは1院制をとる列国議会同盟（I P U）191カ国中155位（2016年6月現在）と世界の最低水準です。

一方、地方議会においても女性議員の割合は12.1%と一割強に過ぎず、女性議員が一人もいない「女性ゼロ議会」は、全自治体の20.1%にも上ります。

少子化、高齢社会の諸問題をはじめ、食糧や環境など暮らしにかかわることがらが重要な政治課題となっている今日、また社会のあらゆる場で女性の活躍推進を掲げている政権下において、政策を議論し決定する政治の場への女性の参画は不可欠です。

その為に、法制度に女性議員増加の施策を定めることは、国、自治体のいずれの議会においても女性議員の増加の実現に向けての確かな方策となりえます。

女性議員の増加を促し、男女が共に政策決定に協働し参画する「政治分野への男女共同参画推進」のための法律制定を、女性参政権行使70年のこの年にこそ実現されることを強く求めます。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して意見書を提出されるようお願いいたします。

〔請願事項〕

女性議員の増加を促し、男女が共に政策決定に協働し参画する「政治分野への男女共同参画推進法」を制定すること。

請願第 34 号

請 願 書

平成28年9月6日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市大槻町字六角北19番14
郡山地方農民連
会 長 宗 像 孝

紹介議員 蛇 石 郁 子
岡 田 哲 夫
八重樫 小代子

臨時国会で T P P 協定を批准しないことを求める請願

〔請願趣旨〕

安倍政権は、臨時国会で T P P 協定を批准させようとしていますが、参議院選挙で農業を基幹とする選挙区において、野党統一候補が勝利したことに見られるように、T P P 反対の国民の意思は明らかです。

先の通常国会では、交渉過程を示した資料はタイトルと日付以外はすべて黒塗りで、国民への説明も情報公開も十分ではありませんでした。

その不十分な情報の下での審議ですら、① T P P 協定には関税の撤廃・削減をしない「除外」規定が一切存在しないこと、② 付属書で、日本だけが農産物輸出大国 5 力国との間でさらなる関税撤廃に向けた見直し協議を特別に義務付けられていること、③ 一切手を付けさせなかったという 155 の細目も、品目で見れば「無傷」のものはただの一つもないという事実を、石原 T P P 担当相と森山農相は、認めざるをえませんでした。

これらの内容が「農林水産分野の重要五品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする」とした国会決議に違反していることは明らかです。

また、T P P 12 力国で国内手続きが完了している国はひとつもありません。特に T P P 協定の発効にはアメリカの批准が必須ですが、アメリカの動向は、両大統領

候補がＴＰＰ反対を表明するなど、ますます混迷を深めており、ＴＰＰの発効自体、危ぶまれています。このような中で日本が先んじて批准すべきではありません。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して意見書を提出されるようお願いいたします。

〔請願事項〕

臨時国会でＴＰＰ協定の批准は行なわないこと。

請願第35号

請 願 書

平成28年9月6日

郡山市議会議長
今 村 剛 司 様

郡山市挑見台11-54

阿 部 律 雄

郡山市田村町徳定字芋干場50

石 塚 由 紀

郡山市大槻町字八坦10-8

木 元 秀 雄

郡山市湖南町福良字荒町202

滝 田 正

郡山市富田町字音路86-33

渡 辺 久

郡山市安積町荒井字明道1-24

人 見 やよい

郡山市富久山町久保田字乙高50

川 井 ひろみ

郡山市久留米6-151-11

森 園 かずえ

郡山市湖南町福良字荒町202

滝 田 春 奈

郡山市挑見台11-54

阿 部 千 春

郡山市朝日1-5-16-601

野 口 時 子

郡山市開成5-10-13

宗 像 由美子

郡山市田村町桜ヶ丘2-295-48

橋 本 あ き

紹介議員 蛇石郁子
岡田哲夫
飛田義昭

8,000Bq/kg以下除去土壌の再生利用方針の撤回を国に求める請願

〔請願趣旨〕

環境省は、福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等は最大約2,200万 m^3 と推計し、2016年6月「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」の「減容処理後の浄化物の安全な再生利用に係る基本的考え方骨子」で、①県外最終処分に向けて除染土壌をできるだけ減らす。②土壌を資源として使用する。という2つの観点から除染土壌の再利用を行う方針を示しました。放射性物質汚染対処特措法に基づき、再生利用の対象とする除去土壌のセシウム濃度(134、137の合計)は8,000Bq/kg以下にするとしています。また、環境省除染・中間貯蔵企画調整チームでは、「再生利用に使用する除染土壌は福島県内の除染土壌に限定されるが、使用先は全国の公共事業が対象になる」としています。再生利用の用途は、道路、海岸防災林、防潮堤、土堰堤、土地造成などです。

環境省はこれまで放射性廃棄物のセシウム濃度について、原子炉等規制法に基づく100Bq/kgが、「廃棄物を安全に再利用するための基準(クリアランスレベル)」であり、放射性物質汚染対処特措法に基づく8,000Bq/kgは、「廃棄物を安全に処理するための基準」としてきました。原子炉等規制法では、100Bq/kg超の廃棄物は、放射性廃棄物として厳重な取扱いが必要であると規定しており、100Bq/kg以下はクリアランスレベルとして、放射性廃棄物を一般社会で使われる製品に再生利用できるが、限られた場所(例えば建築資材のコンクリート、ベンチの金属など)で、それも試験的にのみ再生利用されているのが現状です。

放射性物質汚染対処特措法に基づく8,000Bq/kg以下の除去土壌の再生利用は、原子炉等規制法の100Bq/kg以下のクリアランスレベルの80倍となり、原子炉等規制法の基準と放射性物質汚染対処特措法の基準が併用されるダブルスタンダードの状態になります。再生利用土壌に覆土をして遮蔽すれば放射線量が下がり問題ないとしていますが、道路の陥没や崩壊などが起きれば汚染土がむき出しになり、環境中へ流出する懸念があります。地下水を汚染して農地や生活圏に流れ出る可能性も高く、熊本・大分の大地震でも、各所で道路の崩落やひび割れが発生しています。海岸防災林、防潮堤で利用されれば、津波や台風などの自然災害等で破壊され内陸や海へ流出する危険性も生じます。除去土壌の再生利用では、工事の作業員、使用された場所を遊び場とする子どもたちや住民の被ばくも避けられません。環境省は、放射性物質を含んだ除去土壌を公共事業で利用する方針を撤回すべきです。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第 99 条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

国は、国民の安全安心で健康な生活を保障するため、8,000Bq/kg以下の放射性物質を含んだ除去土壌を公共事業で再生利用する方針を撤回すること。

請願第36号

請 願 書

平成28年9月6日

郡山市議会議長

今 村 剛 司 様

郡山市静町62-22

福島県退職教職員協議会郡山支部

支 部 長 大 越 博 邦

紹介議員 蛇 石 郁 子

岩 崎 真理子

飛 田 義 昭

子どもの貧困対策の推進と強化を求める請願

〔請願趣旨〕

日本の子どもの相対的貧困率は16.3%（2014年発表）で、6人に1人が貧困状態にあります。特に、ひとり親世帯の相対的貧困率は54.6%で、2人に1人強が貧困状態にあり、先進国で最悪の水準です。

貧困の連鎖を絶つことを目的とする「子どもの貧困対策推進法」が施行され、国が教育や保護者の就労、経済支援等を総合的に進める大綱を策定して2年が経ちます。地方自治体は地域の状況に応じた施策に取り組み始めていますが、大半の自治体はその基礎となる実態調査を行っていないのが実態です。

ちなみに、2016年5月17日付け東京新聞の「子ども貧困率調査 実施は1県のみ都道府県・政令市に本紙アンケート」では、子どもの貧困対策推進法などが自治体に求める実態把握に関し、同紙が全国47都道府県と20政令指定都市にアンケートしたところ、約9割が困窮層の割合を示す「子どもの相対的貧困率」の調査を実施せず、具体的な予定もないことがわかりました。既に調査した自治体は沖縄県だけで、大半の自治体の消極姿勢が浮き彫りになっています。

経済的貧困は生活資源の不足にとどまらず、子どもの健康、成長・発達、学力・進学、家族関係・人間関係、精神保健など、様々に影響を及ぼし、子どもの将来のみならず、社会の安定にも深くかかわります。

子どもたちが自分の可能性を信じ、未来を切り拓いていけるようにするためには、同法の意義を十分に踏まえ、国の予算を確保し、問題の解決に向けて対策を行う必要があります。

つきましては、子どもの貧困対策の推進と強化のため、以下の事項について早急に取り組むことを求め、地方自治法第99条の規定により、国に対して意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

- 1 生活保護基準の引き下げにより、最も保護費が下がったのは子育て世帯であるため、生活保護基準の引き下げを中止すること。
- 2 生活保護基準の引き下げが、子育て世帯や就学援助に影響しないよう、財政支援を強化すること。
- 3 子どもの医療費助成制度を全国一律の制度として早急に整えること。
- 4 公営住宅法施行令にならい、保育料、幼稚園授業料、学童保育利用料など所得基準のある給付やサービスについて寡婦（寡夫）控除が適用されるように所得税法を改正すること。
- 5 地方自治体が「子どもの貧困」把握のための実態調査を実施し、貧困対策について計画策定ができるよう、調査の実施や分析についての支援、財政支援などを行うこと。
- 6 地方自治体の調査、取り組みなどのフォローアップを徹底し、国の総合的な対策に生かすこと。
- 7 子どもの貧困解消に取り組むNPO法人などが、地域で行っている子ども食堂、学習支援などの活動を支える仕組みを強化すること。
- 8 子どもの貧困対策に取り組む民間の活動を官民一体で支援する「子供の未来応援基金」については、有効な活用ができるようあり方を見直すこと。